

国 土 動 第 6 9 号
平成 23 年 12 月 26 日

神奈川県国土整備局建築住宅部長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長



「東日本大震災復興特別区域法」及び「津波防災地域づくりに関する法律」の施行等に伴う「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の一部改正について

標記について、「東日本大震災復興特別区域法」及び「津波防災地域づくりに関する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令、宅地建物取引業法施行規則及び賃貸住宅管理業務処理準則の一部改正について（平成 23 年国土交通省土動発第 66 号）を発出したところである。

これに伴い、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成 13 年国土交通省総動発第 3 号）を別添のように改正し、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。

本改正にあわせて、平成 8 年 3 月 5 日付け建設省経動発第 23 号において通知している宅地建物取引業法（以下「法」という。）第 47 条の 2 に規定されている内容の具体的運用の当たって留意すべき事項等や、法第 37 条の 2 で規定されているクーリング・オフ制度に係る内容などについても、追加で明記することとした。

法の施行にあたり、遺漏のないよう取り計らわれたい。